

○環境省告示第二十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省府令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号二の項中「二〇〇」を「一二二〇」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(1)(ロ)の値は、二〇〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一〇二の項中「一五〇」を「一二二〇」に、「一一〇〇、一二〇〇、一一〇〇、一二〇〇」を「七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇」に改め、同表整理番号一〇八の項備考欄(一)中「六〇〇〇」を「五三〇〇」に改め、同項備考欄(三)中「六〇〇〇」を「五〇〇〇」に改め、同項備考欄(四)中「一五〇」を「一二二〇」に改め、同項備考欄(七)中「一六〇」を「一二二〇」に改め、同表整理番号一〇九の項中「六〇」を「五〇」に、「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表整理番号一一一の項中「六〇」を「四五」に改め、同表整理番号一一二の項中「一四五」を「一三〇」に改め、同表整理番号一一五の項中「二七五〇」を「一八〇〇」に改め、同表整理番号一一七の項中「五五」を「四〇」に改め、

同表整理番号一二〇の項中「七〇」を「六五」に改め、同表整理番号一三六の項中「六五」を「三五」に改め、同表整理番号一四六の項中「五五」を「五〇」に改め、同表整理番号一八六の項窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）欄中「四〇」を「二五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「一二〇」を「九〇」に改め、同表整理番号二〇三の項中「四五」を「四〇」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）」、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）」、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から適用する。
- 2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量

を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のおりとする。

○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件新旧対照条文(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

一〇二 (略)		一五		二五		一〇		一五	
窒素質・りん酸 質肥料製造業									
(略)	五	二五	五〇	一〇	二五				
(略)	二	六〇	二〇〇	六〇	七〇				
整理番号	業種その他	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	備考			
窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(イ)(ロ)の値は、二〇〇とする。			
一〇二 (略)	窒素質・りん酸 質肥料製造業	一五	二五	一〇	一五				
(略)	五	二五	五〇	一〇	二五				
(略)	二	六〇	二〇〇	六〇	七〇				
整理番号	業種その他	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	備考			
窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(イ)(ロ)の値は、二〇〇とする。			
一〇二 (略)	窒素質・りん酸 質肥料製造業	一五	二五	一〇	一五				
(略)	五	二五	五〇	一〇	二五				
(略)	二	六〇	二〇〇	六〇	七〇				
整理番号	業種その他	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	備考			
窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(イ)(ロ)の値は、二〇〇とする。			

一〇八	(略)								
		無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)							
二〇									
五〇									
一〇									
四〇									
			(一) パナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限り。)(二) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五三〇〇、四〇、五三〇〇とする。						従い、七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇とする。
			(二) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七五〇、四〇、七五〇とする。						
			(三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限り。)(四) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇、四〇、五〇〇とする。						
			(五) 酸化銀製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二一〇、四〇、二一〇とする。						
			(六) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二三〇、四〇、						

一〇八	(略)								
		無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)							
二〇									
五〇									
一〇									
四〇									
			(一) パナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限り。)(二) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇、四〇、六〇〇〇とする。						従い、一一〇〇、一一〇〇、一一〇〇、一一〇〇とする。
			(二) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七五〇、四〇、七五〇とする。						
			(三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限り。)(四) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇、四〇、六〇〇〇とする。						
			(五) 酸化銀製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二一〇、四〇、二一〇とする。						
			(六) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二三〇、四〇、						

一二五 脂肪族系中間物 製造業	(略)	一一二	一一二	一〇九	一二三〇とする。 (t) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四〇、六〇とする。
		一五	一五	一五	
		二五	四五	五〇	
		一〇	一〇	一〇	
		一五	一五	一五	
		(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一二〇、二〇、四〇とする。 (二) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、一八〇			
石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの			石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		

一二五 脂肪族系中間物 製造業	(略)	一一二	一一二	一〇九	一二三〇とする。 (t) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一六〇、四〇、六〇とする。
		一五	一五	一五	
		二五	六〇	六〇	
		一〇	一〇	一〇	
		一五	一五	一五	
		(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一二〇、二〇、四〇とする。 (二) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、二七五			
石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの			石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		

(略)	二一七	発酵工業	一五	四〇	一〇	二〇	〇、三〇〇、五〇〇とする。
(略)	二二〇	プラスチック製造業	一〇	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二〇、六五、三五とする。
(略)	一三六	火薬類製造業	一五	三五	一〇	二〇	
(略)	一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	五〇	一〇	二〇	
(略)	一八六	伸線業	一五	二五	一〇	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。
(略)	二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	一五	四〇	一〇	二五	(-) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順

(略)	二一七	発酵工業	一五	五五	一〇	二〇	〇、三〇〇、五〇〇とする。
(略)	二二〇	プラスチック製造業	一〇	二五	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二〇、七〇、三五とする。
(略)	一三六	火薬類製造業	一五	六五	一〇	二〇	
(略)	一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	五五	一〇	二〇	
(略)	一八六	伸線業	一五	四〇	一〇	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。
(略)	二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	一五	四〇	一〇	二五	(-) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順

整理番号		業種その他の区分		窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)		備考		
(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)			
別表第二								
(略)								
		二〇三	一般機械器具製造業	二〇	三五	一〇	二〇	序に従い、四〇、五〇、二五、四〇とする。 (二) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) (一) にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、九〇、三五、五〇とする。
		二〇四	電子回路製造業	一五	三〇	一〇	二〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、四〇とする。
		二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一五	三〇	一〇	一五	(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) (二) にあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二〇とする。 (二) 半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、四五、一五、二五とする。

整理番号		業種その他の区分		窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)		備考		
(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)			
別表第二								
(略)								
		二〇三	一般機械器具製造業	二〇	三五	一〇	二〇	序に従い、四〇、五〇、二五、四〇とする。 (二) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) (一) にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一二〇、三五、五〇とする。
		二〇四	プリント回路製造業	一五	三〇	一〇	二〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、四五とする。
		二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	一五	三〇	一〇	一五	(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) (二) にあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二〇とする。 (二) 半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、四五、一五、二五とする。

